

各関係団体の長様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起の徹底について(2月10日現在)  
日頃より本道の保健衛生行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年1月22日付け地保第3609号「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する注意喚起の徹底について」により感染症予防対策等についてお知らせしていたところですが、今般、2月7日より道において「帰国者・接触者相談センター」を設置し別紙により相談対応することとなりましたので、お知らせします。

つきましては、感染症のまん延を防止するため、貴団体会員へ下記のとおり所管施設内での感染症対策に取り組んでいただきますよう周知徹底をお願いいたします。

また、今後も下記のホームページ等により、随時、情報更新していきますのでご留意の上、対応願います。

#### 記

##### 1 感染症予防対策について

- 風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。
- 発熱かつ呼吸器症状を有しており、「武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。」または、「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人との接触歴がある。」場合は、最寄りの保健所が設置する「帰国者・接触者相談センター」(連絡先等詳細は別紙参照)に電話により相談してください。  
なお、その他の相談についても一般相談として電話対応しております。

##### 2 参考資料

- 「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」  
(令和2年(2020年)2月6日付け食衛第1299号)
- 新型コロナウイルスに関連した肺炎について  
(北海道公式ホームページ)  
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm>

※ 前回通知からの更新部分に下線を引いています。

健康安全局地域保健課  
感染症・特定疾患グループ  
TEL: 011-231-4111 (内線25-518)